平成２１年（フ）第１２８３６号
東京都小金井市梶野町４丁目10―23
債務者　大貫　靖二
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２８３７号
東京都葛飾区東立石４丁目50―３―304
債務者　藤井　和子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２８４５号
東京都板橋区高島平２丁目32―１―1001
債務者　長谷川秀男
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２８４８号
東京都中野区中野１丁目22―17―203
債務者　坂田　捷彦
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２８４９号
東京都足立区南花畑５丁目15―３―303
債務者　高瀬　　隆
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２８５０号
神奈川県横浜市港南区上永谷１丁目39―27―201
債務者　鶴井みどり
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２８５８号
東京都江東区猿江１丁目22―13―203
債務者　都築トシミ
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２８５９号
東京都品川区荏原３丁目７―２―903　佐藤方
債務者　橋谷田　稔
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２８６３号
東京都練馬区桜台１丁目５―４―202
債務者　細貝三千代
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２８６６号
東京都葛飾区西新小岩１丁目１―２―915
債務者　千葉辰次郎こと　千葉辰治郎
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２８６９号
東京都練馬区旭町１丁目８―３―303
債務者　桜井哲淳・柳瀬哲男こと　李　　哲淳
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２８７０号
神奈川県横浜市青葉区たちばな台２丁目８―４―204
債務者　木村　　貴
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２８７１号
千葉県野田市木間ヶ瀬2587
債務者　荒井美由紀
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２８７９号
千葉県八千代市大和田298―29―203
債務者　鶴田　里美
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２８８０号
東京都板橋区高島平２丁目４―17―401
債務者　綿屋　光成
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２８８３号
東京都江戸川区宇喜田町1520　草ヶ谷方
債務者　長南　真人
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部